



## 討議資料 『中期政策の補強』 について

『中期政策の補強』を推進する中央本部の偉い皆さんは、支離滅裂に見える。

一方では「一人ひとりには給付を受ける権利において平等であること、選別（限定）主義から所得制限のない普遍主義を理念として具体化を進める。」「資産調査などが必要となり受給者に恥辱感を与える。人間誰もが尊厳が守られるべき」として生活保護制度を目の敵（かたき）にしているかと思うと、他方では『当面の重点政策』、『中期的政策』の各政策には、生活保護制度のように『既存の政策・制度』をより『改善しながらも』継続しなければならぬものもある。『生活保護制度は権利を明確にし、改正します。』と強調する。

これだけでも、BIも『中期政策の補強』も雲散霧消するほかはない。

「普遍主義の政策は中間層との分断を許さず、…格差と貧困を緩和しようとする今日の『共同戦線戦術』だとする。労働者階級にも資本家階級にも「普遍主義の政策」を実施することで、独占的大資本を孤立化させる「共同戦線」ができる」と夢想する。所得制限もなく普遍主義の政策で、例えば「奨学金すべてを給付型へ」などとすれば、大学に行ける青年や家族と、行けない青年や家族との間に分断と格差と反感が生まれはしないだろうか。0・1%や1%の孤立化どころか99%内の分断となる。

労働組合への公的援助も問題である。労資協調、生産性向上（合理化）運動に巻き込まれている現状の労働組合への公的支援は、労働組合の階級性と自主性を一層奪うものにならないか。

「休耕地・空き家の公有」は一歩行き過ぎており、農民や兼業労働者等の支持は得られないであろう。現行『中期政策』の「土地の有効な活用」の方が適切ではないか。

「情勢の変化」を強調するが、現行『中期政策』を決めたのは2002年であり、むき出しの資本主義というべき新自由主義がすでに猖獗を極めており、資本主義的蓄積の絶対的・一般的法則が急進行している事態にほかならない。現行『中期政策』は、独占資本に対決し民衆の生命と生活と権利を守るべき政策はすべて網羅している。

我々が目指す連合政権が実現するときは、はたして「週休3日制、週30時間労働」、「5万円の子供手当」、「最低保障年金月額10万円」等が的確な政策となるかどうかは不明である。これらの数字は『当面の重点政策』にこそ当面の適切な数字に改めて掲げるべきであろう。「タックスヘイブン対策」等も、『当面の重点政策』でよい。

『当面の重点政策』の中に、原発の再稼働や建設の全面禁止等がないのも妙である。総じて『中期政策補強案』には、『当面の重点政策』に移行して補強すべきことが含まれてはいるが、現行『中期政策』を補強するものとはなりえない。

補強の必要なのは『中期政策』よりも、補強案を書いている皆さんの資本主義の基本法則の勉強であり、反動化を深める独占資本の解明ではないか。

（原 野人）

# 労働者の不安定雇用と労働法

― 労働契約法 18 条・19 条 ―

日本を代表する流通貨物産業の大手である日本通運で女性労働者が2018年3月未で雇い止め（解雇）された。4月2日、雇い止めの無効を求めて東京地裁に提起し、現在、裁判闘争中である。詳しい経緯、現状、今後の取り組みについては女性労働者が所属する労働組合『ユニオンネットお互いさま』のニュース、ホームページ等を参照し、裁判闘争に対する支援をお願いしたい。

## 労働基準法と労働契約法

ここでは、この問題で焦点となっている労働契約法18条、19条について検証してみたい。まず、そもそも労働契約法とはどのような法律なのか。この法律は平成20年3月1日に施行されている。労働契約に関する基本的事項を、従来からの判例法理を成文化し、労働に係る民事紛争の解決を図るといった基本的性格を持っている。

労働基準法と労働契約法を比較すると、次のような違いがある。労働基準法は、強行法規として罰則により取り締まる性質をもつ。他方、労働契約法は、任意法規であり、罰則はない。労働基準監督官による監督・指導は行われず、刑事罰の定めもない。また、労働行政法ではないため行政指導の対象ともならない。労使間の紛争等は、労働審判等を活用する。つまり、本法に違反しても、民事上の紛争が生じなければ適用されることのない法律だということである。逆に言えば、労働契約法で争うためには「民事訴訟」が前提だということである。

## 労働契約法 18 条 無期労働契約の転換

まず、改正労働契約法18条である。その制度の概要は次のようなものである。

有期労働契約（期間が定められた労働契約）は、契約期間が満了した場合、契約が更新されて雇用関係が継続することもあれば、契約が更新されないで雇用関係が終了（雇止め）することもある。つまり、有期契約労働者にとっては、「雇止め」を受けってしまう不安がある等の理由から、法で定められた年次有給休暇を取得しない等、労働者の正当な権利行使が事実上抑制されてきたという実情がある。こうした実情を背景にできたのが、改正労働契約法18条である。

改正労働契約法18条は、同一の使用urerとの間で、有期労働契約期間が通算して5年を超えて反復更新された場合、その労働者の申込みによって無期労働契約へと転換することを認めたものである。この施行日は2013年4月1日であり、この日以降の有期労働契約が『通算契約期間』としてカウントされる（2013年3月31日までの有期労働契約期間は、たとえ10年であっても『通算契約期間』としてカウントされない）。ちなみに「同一の使用urer」に当たるか否かは、法人単位で判断されると解されている。しかし、別法人であっても、質本の流れから見れば実質的には同一の会社といえるような場合には、「同一の使用urer」に当たると判断するのが法の趣旨からも当然と考えられるが、ここは争いの余地を残している。法人が同一であるならば、事務所や職種、勤務条件、待遇が変わったとしても、「同一の使用urer」の下で働いたことになる。

「無期労働契約への転換」は、あくまでも当該労働者の申し込みが前提となる。したがって申込がない場合に、自動的に無期労働契約へと移行することはない。

さらに18条にまつわる問題は、悪質企業が画策している、無期労働契約への転換をさせないために、通算契約期間が5年になった時点でその労働者との契約を打ち切るというものである。これは、5年を超えて有期労働契約が更新されると改正法18条が適用されるので、有期労働契約を更新したとしても、通算契約期間を5年以内に収めることができれば、改正法18条は適用されないという理由による。今回の日本通運のようである。

#### 労働契約法19条 期待権

しかし、これは改正労働契約法19条の規制に抵触する可能性がある。改正法19条によると、有期労働契約を何度も更新し、①無期労働契約と実質的に同一視することができる状況にある場合、②その労働者が「今後もずっと契約が更新されるだろう」と合理的に期待する（期待権）ような状況にある場合には、その労働者との契約更新をしないこと自体が制約される。つまり、更新回数の上限が就業規則等に明記されていない、明記されてはいるが実際には例外的な運用が行われている、あるいは、労働者に今後の更新を期待させるような言動をしようといった場合がそれに該当する。しかしこれは、具体的な立証を必要とする。裁判等を通じての議論、判例が今後の流れをきめるのであろう。

19条をめぐってまず議論となるのは、「無期労働契約と実質的に同一視することができる状況にある場合」ということであろう。これはどういう状況をいうのか。無期労働契約とは、正規雇用と言い換えることもできる。有期労働契約とは、非正規雇用と言い換えることもできる。労働が価値を生み出すという前提に立てば、同じ労働が同じ価値を生み出すということになる。そうであるならば、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の違いは、同じ労働をするかぎりにおいては差はないということになる。つまり同じ労働をするかぎりにおいて、労働条件等の待遇面で差をつけるのは、不合理であり、不当な扱いであるということになる。これは労働条件の最たるものである「雇用」であればなおさらである。

そして「期待権」である。期待権とは、将来の一定の事実の発生により一定の法律的利益を受けることができるという期待をすることができる権利を意味する。民法128条（条件の成否未定の間における相手方の利益の侵害の禁止）の規定である。「条件付法律行為の各当事者は、条件の成否が未定である間は、条件が成就した場合にその法律行為から生ずべき相手方の利益を害することができない」。つまり、条件の付された契約における一方当事者は条件が成就しない間も期待権を有しているとして、その契約の相手方および第三者に対して当該期待権に対する不可侵義務を課している。

これを19条に当てはめて考えると、まずどのような場合に期待権（更新期待権）が発生するのか。契約関係の実態では、相当程度の反復更新がなされている、有期雇用契約を毎回更新していても、更新の手続きが形式的に行われている場合は「更新期待権」は発生すると解される。業務内容が臨時的なものでなく、恒常的なものであるこ

と、雇用継続を期待させる使用者の言動が認められるもの、また、同様の地位にある労働者の更新状況がこれまで雇止めの実例が皆無に近いもの等も考えられる。

いずれにしても法それ自体としては、「国家」という規制を超えて動くことはできない。労働法も然りである。特別法である労基法を基本とした労働法（労働者保護法）を生かすも殺すもその主体である労働者自身である。なかならず労働者の団体としての労働組合が果たす役割は、極めて大きいといわなければならない。それは、企業、資本家と対峙すべく存在としてである。労働者の権利、利害をとことん追求する闘いの中でこそ労働法（労働者保護法）もその本来の力を発揮できるのである。

（労者研事務局長 本村 充）

## 少子高齢化の政治経済学

### —少子化と独占資本思想攻撃（一）—

#### 少子化の階級性

出生率は低くなり、平均寿命は伸びる。死亡する者は減り、生まれ出る者は少なくなる。だから人口は減る。「少子・高齢化」のイロハである。少子化はヨーロッパでは1930年代の大恐慌から顕著になった。日本では1990年代、厚労省が「国家の危機」と大宣伝を始めたのは2010年代からだ。少子化は国際的には経験ずみのことであり、大騒ぎすることではない。政府・独占資本はメディアを使い、「国難」と危機と不安をあおる。

現代は資本主義、生産手段を独占資本が独占し、労働者は労働力を商品として売って、生きる術をもたぬ社会体制だ。資本のもうけは不払い労働による搾取、剰余価値がつくる。労働者の「損」が、資本家の「得」となる。文明（階級）社会は、搾取する階級と搾取される階級の利害は相反する。したがって、少子化の利害は、支配する者とされる者とはまったく違う。「やつら」（支配者）と「われら」（被支配者）との関係で少子化を考えることが重要だ。だが、「やつら」から一方的に主張・攻められるだけ。「われら」からの反撃・反論は皆無である。

#### 人口爆発から人口減少へ

人口が一定の割合を保つ出生率は2・07とされる。一家族（現在は一夫一婦制）が平均2・07の出生率である。2005年以降の出生率は1・26。人口減少はとまらない。ちなみにヨーロッパの出生率は1・4、韓国1・08、台湾1・12、香港0・97である。日本だけの問題ではない。

政府・独占資本、政策を「商品」として売り歩く御用学者・文化人は、なぜ大騒ぎするのか。

第一は明治・昭和の人口爆発、3600万から1億2700万へ、そこから一転しての少子化にあわてふためいているためだ。少子化は資本の価値増殖の源である労働力の減少となる。労働力人口の減少は需要と供給の法則から賃金上昇の「圧力」となる。賃金上昇は、資本のもうけを妨げる。少子化に手を打ってきたのにどうして、と。彼らの「政策」は無力であった。

第二は自由な搾取には、さらに労働者階級を「階級」として資本の価値増殖のシッポにしたい、しなければならんとする思想攻撃である。労働者階級への「脅し」「脅迫」である。政府文書は「(今から半世紀前後の) 2065年に人口8100万人に減る、これは「国だけでなく地方自治体消滅の危機」といったように。

ふざけるのもいいかげんにしろだ。今に始まったことではない、地方そして地方自治体は資本主義の発展とともに崩壊させられつづけたではないか。現代はその矛盾がさらに激しさを増しているだけのことに他ならぬ。資本主義の基本矛盾(生産手段の私的所有)がその根本である。この矛盾が貧富の差、さまざまな格差、都市と地方の対立を生んでいる。社会の本質を知られたくないのである。

### 少子化と資本の蓄積

第三は近代経済学は経済統計を人口から始める。人口が多いか少ないかが「国力」をはかる重要な指標とする。生産力は生産手段と労働力の結合である。労働力の質と量が資本の生産力の源となる。人口減少は、したがって労働力の人口の減少は貨殖を妨げる。そればかりでなく、国内市場を小さくする。

資本・経営者は資本がもうかつてこそ、労働者は生きられる、資本の儲けに反対する労働者は『生産阻害者』『人非人』と考える。「アベノミクス」トランプの「アメリカ第一」の本質である。本当は労働者が資本家の連中を養い、資本を大きくしているのにである。資本は「人口減少は国内市場を小さくする。生き残るためには生産性向上が必要」と、労働組合・労働組合員を脅迫する。

ある労働組合の機関紙は、労働組合と会社の団体交渉をくわしく報じていた。こんなやりとりをみることは今では少なくなつた。労働組合は定年延長・再雇用、賃金等よりよい労働条件を求める。それに対し、会社は「人口減少社会を迎え、右肩上がりの収入が期待できない。そんな中、労働条件の向上をおこなうことは、近い将来確実に会社の存続に関わる事業リスクを負う」「わが社は『安定的な企業』という前提は、人口減少社会の到来という環境から見直さなければならぬ」と。人口減少を思想攻撃に利用する。

思想攻撃は、企業内の労使関係にとどまらぬ。社会関係へと拡大させられる。労働人口減少は女性の社会進出への社会的要請でもあると、労働組合にこう回答する。

「配偶者に係る手当があることで女性の就業意欲や機会を逸している従来の家族給の背景にあった『男性は仕事、女性は家庭』といったかつての価値観から脱却し、女性に対しても男性と同様に社会進出機会を提供する、という社会的な流れにしたい。」

なんとまあ、率直かつ露骨ない草であることか。家族手当を減らせば女性が働きに出ざるをえなくなる、そうなれば労働力不足は克服され資本の価値増殖を助ける、というのである。高齢者雇用そして外国人労働者の利用も同じである。彼らの労働条件はよろしくない。よろしくないから、労働条件をめぐる裁判が次から次へと起きる。資本はこの層をふやしたい。なぜなら低賃金労働者の層がこうして厚く大きくなり、それら不安定雇用労働者(実際は半失業状態にある産業予備軍)の労働条件に労働者階級全体を近づけたいのである。

新たな思想攻撃である。少子化は資本にとって、搾取「材料」が減り、市場を縮小させるのであるから、資本の蓄積を妨げる。成長率を鈍化させる。ここに本質があるのであって、高齢化で社会保障（年金、医療等）が崩壊するも思想攻撃に他ならぬ。

（伊勢 太郎 つづく）

## 36 協定職場代表選挙

―野佐根代議員（上野支部委員長）の経過討論 発言―

この報告は野佐根国労上野支部委員長の、国労東日本本部大会での発言です。JR東では四万六〇〇〇人の組合員を擁していたJR東労組が「瓦解」。JR東日本の組合未加入者は三万二〇〇〇人以上となり、過半数労働組合がなくなりました。会社がこの結果、36協定社員代表選挙を行なったことへの、国労組合員の活動報告です。

（編集部）

上野支部においても36協定職場代表選挙では、チラシを作成して国労の主張を訴えるなど、14職場で選挙戦が戦われました。そして我孫子・金町保線技術センター分會では、「労働組合の必要性」を訴えた事が大きく影響し、26歳青年の国労加入へと繋がっています。私は、会社と真っ向から対決したこの闘いを、次にどう繋げて行くのか、極めて大事だと考えています。

たたかいそして総括 そのために第一に取り組まなければならない事は、今回の選挙戦で職場から報告された「疑問点や疑惑」について徹底調査する事だと思います。例を挙げれば、選挙管理委員会の未設置、管理者の立候補、社友会を作り悪用した活動、ウェブ投票行為、不在・未投票者の扱い、開票結果を正しく公表しないなど、とても「公平・公正」に行われた選挙とは思えません。

東日本エリア本部は「正常な労使関係の確立」を求めています。選挙での疑惑について厳しく指摘する必要があるのではないのでしょうか！ 私は、エリア本部として、調査、疑惑の解明、申し入れ、労基署活用など、さらに必要があれば「選挙の無効・やり直し」を要求すべきだと思います。この選挙戦をエリア本部はどのように認識し、今後どう取り組みを進めて行くのか、答弁を求めます。

第二は、「職場代表」を通じてどう運動を展開していくのか、です。支部内の保線職場では、代表にはなれませんが、選挙の得票数から国労として「安全衛生委員」への就任を要請し、指名を得ています。毎月の「安全衛生委員会」を「職場の声を活かす場」として改善に繋げています。

また、常磐地区協内のJESS（JR東ステーションサービス）委託職場では、ここ数年36代表を担う取り組みを進め、11職場中7職場において国労が代表者になり、労基署への「意見書提出」も5職場で取り組みました。また、管区長に対し欠員補充を求めて粘り強く話し合いを行い、4月の36協定を「3ヶ月締結」として改善を求めた結果3名の要員配置を実現させ、若い人への教育・見習いも丁寧な態勢を取ることができた。「36職場代表者の権限・力は大きい」と報告されています。

全ての職場で36職場代表を取れないとしても、エリア本部として、国労の職場代表の取り組みを広げる事、第三者機関の活用など、職場闘争の強化と活性化に向け闘い

の支援・指導を行うことを要請します。また、業務委託の弊害がこの間訴えられ、直接交渉の重要性も求められてきました。この点についても経過と展望を聞かせてください。

三点目として、この間の「組織部報」や「運動方針(案)」では、「東労組の瓦解」と説明しています。たしかに東労組は、一部の者さえ良ければとの姿勢のため、今回の提起に組合員がついていけず、不信が巻き起こった面はあると思います。しかし、私たちがキチンと押さえておかなければならない事は、会社による「不当労働行為」があったということです。私自身、会社のやり方を目の当たりにして来ましたが、許せない行為だと思っています。未加入者が思うように国労加入していない事実を見れば、私たち国労の組織戦の相手は、東労組ではなく、会社であることがはっきりしていると思います。エリア本部として、不当労働行為があったとの認識を持っているのか？ 今後の「組織拡大」を含めた国労運動に、とって極めて重要な問題だと考えますので、見解を求めます。

**思想攻撃** 最後に JR東日本の「働き方改革」に対する問題についてです。会社は、「業務改革・生産性向上・会社の発展のため、自らを変革することが社員還元の充実、家族の幸福実現に必要」と、安倍政権と口調を同じくして、点呼や社内報、「社員の皆さんへ」などあらゆる手段を使って、「企業意識」を浸透させようとしています。さらに会社施策では、組合説明と同時に全社員に説明するなど、「労働組合不要」との姿勢を一層強めています。東日本会社は30年の労務政策を終わりにし、新たな方針を打ち出していると言えます。

私は、会社の言う「働き方改革・生産性向上」は会社の儲けを増やすための物であって、ますます競争が強まり、苦痛な職場になって行くと思います。会社の「労働組合不要論」に対して、危機感を持つべきであり、国労として反論、態度を明らかにすることが今こそ重要だと考えます。(国労上野反合研事務局『討議資料』No.179)

## JR根室本線 国の責任で災害復旧を！

— 国土交通大臣へ「新得―富良野」維持求め約5千人署名提出 —

### オール十勝結集

新得町の有志らでつくる「根室本線の災害復旧と存続を求める会」(平良則代表)は、8月29日、東京・霞が関の国土交通省を訪れた。2016年夏の台風災害で不通になり代行バス運行が続くJR根室本線の新得―東鹿越間の復旧と新得―富良野間の路線維持を求める新得町民など5034筆の署名簿を提出した。新得―富良野間はJRが廃止・バス転換を提案、国が「支援の対象外」としている道内5線区のひとつ。平代表、佐野周二事務局長のほか、石川かおり衆院議員が同行した。5月から2カ月間にわたり、町内会回覧や街頭活動などで集めた署名と文書(※)、6・21十勝集会決議(「通信」第1269号、8月1日付参照)を国交省鉄道局大臣官房の寺田吉道審議官に手渡した。

\* 「根室本線の路線維持の理由が増えました。文化庁が5月24日、日本遺産に指定した」上川

アイヌ文化”の文化振興・観光振興につながる根室本線は重要な路線となります。集会決議にあるように、国の責任で路線維持を強く求めます。」

### 国交省鉄道局・寺田審議官と異例の意見交換

鉄道局ナンバースリーといわれる寺田審議官と1時間にわたる異例の長時間の意見交換が行われた。

平代表は、国鉄改革法成立時（1986年11月）の参議院付帯決議「…災害復旧に必要な資金の確保について特別な配慮を行う」を上げ、「災害復旧を早くしてほしい。開拓に寄与した鉄道遺産として子や孫に受継いでほしい」「観光や物流を担う重要な区間。JR北海道の株主の国は路線維持の責任を果たすべき」と訴えた。

佐野事務局長は、「外国人観光客が増えている。いろんな楽しみ方をしながら道内を回っていただくためにも鉄道は大切。根室本線は旭川と帯広をつなぐ幹線であり、北海道の真ん中を通る。廃線になれば北海道が分断されてしまう。ガーデン街道を楽しむ観光客に鉄道を利用させたい」と存続を求めた。

寺田審議官は、「国の責任」に関して報道されていない資料を示し、JR北海道に対する財政支援の経緯や2019年度から2年間で400億円超を支援することを説明した。

さらに2011年7月の新潟・福島豪雨で不通となったJR東日本の只見線復旧が、地元・国・JRの三者が費用分担した形など述べ「国が一方的に廃止を決めつけることはない。どういう形で路線を残すべきか、今後2年間で地域でも議論してほしい」と述べた。

### 国の対応「予想以上」

北海道新聞や十勝毎日新聞の記者などに感想を聞かれた平代表は「国の受け止め方が変わる可能性を感じた」「住民レベルの生の声を予想以上に関心を持ってもらった」「審議官から『復旧はできない』という否定的な言葉は一切出なかった」と述べた。

佐野事務局長も「観光列車など新たな可能性について、国も重要性を認識している趣旨の発言があった」と署名提出の手応えを語った。（北海道新得町・佐野周二）

【追記】9月13日会報号外発行。「国交省鉄道局への五千人署名提出とその手ごたえ」「今回の地震被害を考慮し、10月集会延期」を報告。新得町内に新聞折り込みし、理解を広げた。「多くの皆様から署名を頂きました。感謝申し上げます。」

「オール十勝の力を結集し根室本線の存続を！」求め、再度10月に集会を予定していましたが、甚大な被害をもたらした北海道地震を考え、帯広市内で開催予定の「根室本線の路線維持を求める十勝集会」は延期します。

帯広市内のJA、商工会議所、観光団体、労働団体などに協力を求めています。（抜粋）

## 階級 日本の階級構成

— 『共産党宣言』を読み直す（三） —

### 『宣言』と日本

『宣言』はすでにくり返し述べたように、1848年2月に書かれた。この時代の

日本は、封建的生産関係と封建的秩序のなかで発展した生産力が衝突し、封建的秩序が大きく揺れ動いておりました。大塩平八郎の乱（1837年）、水野忠邦の天保の改革（1841年）、井伊直弼の安政の大獄（1858年）です。江戸幕府崩壊は1868年、「御維新」の背景に急速な情勢の変化―産業革命による交通手段の急速な進歩にともなうグローバル化―が攘夷から開国へのイデオロギーの転換でもありました。

ヨーロッパ大陸にあつては、17世紀半ばの英国を先頭に、1789年の仏でブルジョア革命が起こる。英国では17世紀後半から動力革命（蒸気機関）、紡績機が動力装置につながれ、18世紀後半から19世紀前半の交通革命（蒸気機関、蒸気船）が産業革命をもたらしました。商品生産が全社会をとらえ革命したのが産業革命です。生産物の全面的な商品化です。当時の日本は労働手段の改良とマニユファクチャでしたから、機械制大工業へと進んだ英国とは、生産力はまったく違っていたのです。

産業革命は労働手段から自由にされ、労働力を売る他生活の手段をもたない労働者をつくり出す。資本の蓄積と集積は、同時に労働者をつくり出す過程でもありました。ラダイト運動は、この時代の労働運動の一つの姿でした。全面的な商品生産は周期的に商業・産業恐慌をもたらします。世界最初の経済恐慌は1825年です。

### 『宣言』の先見性

『宣言』は、こんな資本主義の発展段階のなか、資本主義という生産関係の歴史性、資本主義を打ち壊す主体的な勢力を明らかにし、当時、産業革命が進行していた仏、独、米国等の国ぐにの労働者階級に、「英国の事態は同時に、君たちの将来を示しているのだ」と宣言したのです。

その象徴的スローガンが、「プロレタリアは、革命においてくさりのほか失うべきものをもたない。かれらが獲得するものは世界である。万国のプロレタリアート団結せよ！」（岩波文庫版、87頁）です。

### 2 大階級

資本の発展は労働者の増大です。『宣言』は、資本主義社会は必然的に2つの対立する階級に分かれていくことを宣明しました。歴史の動きを予言する大胆な予言です。唯物史観が、それを可能にしたのです。

「封建社会の没落から生れた近代ブルジョア社会は、階級対立を廃止しなかった。この社会はただ、あたらしい階級を、圧制のあたらしい条件を、闘争のあたらしい形態を、古いものとおきかえたにすぎない。

しかしわれわれの時代、すなわちブルジョア階級の時代は、階級対立を単純にしたという特徴をもっている。全社会は、敵対する二大陣営、たがいに直接に対立する二大階級―ブルジョア階級とプロレタリア階級に、だんだんとわかれていく。」（岩波文庫版、40頁）

労働者階級は英で産業革命の結果、大量につくり出されましたが、農民や職人、小商人が圧倒的でした。いわんやドイツやフランスにおいてをやです。資本主義の発展

は19世紀半ば以降、そうした中産階級を解体し、労働者が中心の社会へと移り変わる。日本では第2次世界大戦後、農地改革が地主階級を一掃しました。今では大地主は独占企業です。「だんだんとわかれ」、階級は「2大陣営」へ。

### 日本の階級構成

現代日本の階級構成はおおよそ次のとおりです。総人口1億2700万人、労働力構成は労働力人口（15〜65歳）6500万人、うち就業者6200万人、「完全」失業者300万です。

「就業者」という概念はあいまいです。生産手段をもたず労働力をうってしか生きられない労働者、主要生産手段を独占し労働者を雇い入れ、企業の最大利潤に血道をあげる「雇用主」、ささやかな生産手段をもち営々と労働にいそむ小商工業主や農民・漁民、専門的知識を独占する弁護士・医師といった専門家たち、他にニート、フリーター、請負労働者といった層、働きたくても働けない条件と環境におかれた障害者、主婦、アルバイトしなければ学ぶことすらできない学生といった、産業予備軍（失業者、あるいは半失業者）は2〜3千万人におよびます。

これを具体的な数字であらわすところです。労働者階級（労働者5400万人、完全失業者300万人）は5700万人。

労働者と利害を異にする資本家階級は独占資本の経営者層（独占資本家階級）4万人、中小企業の資本家・経営者60万人、60万人強というところです。資本金1億円以上の大企業は約1万2000社、うち上場企業は3000社です。上場企業の重役はほぼ4万人とされています。

『宣言』がいう「敵対する二陣営」は、こうして労働者階級5700万人、資本家階級（資本の人格化として階級）は60万人、うち独占資本家階級はたった4万人にすぎません。就業者との対比では労働者階級91・9%、資本家階級1%、独占資本家階級0・06%にすぎません。

独占資本は持ち株会社化し、多くの子会社をつくり支配します。持ち株会社の重役が子会社群を統轄します。したがって、4万人強の、そのうち持ち株会社の役員数百人、数千人のボスが日本経済を支配するとの構造です。

階級は「2大階級」だけではありません。わずかな生産手段をもつ小零細企業や農・漁民、専門知識を生活の糧とする知識階級が存在します。彼らは中間階級を構成する。彼らの地位は不安定、労働者階級への転落に、意識は己の地位を保持したい欲望にさいなまれる。弁護士は高級官僚への登竜門以上の国家試験に受からねばなりません。政府・財界はあらゆる分野で規制を緩和した。法の抜け道が大きくされ、悪事を働く者はふえる。それへの対抗策として弁護士の数をふやすだけでなく、さまざまな国家資格者に弁護士にかぎられていた仕事を解放した。専門家間の競争ははげしくなる。弁護士は超エリートの知識階級から転落の速度をはやめている。日本弁護士連合会は、強制加入団体だ。会費を払えぬものも少なくないと聞く。弁護士は07年、約2・3万人だった。16年には3万8000人と6割もふえた。年収100万以下が18%ちかく、400〜600万の労働者なみが20%とある。

## 「階層」は階級でない

『新日本の階級社会』（橋下健二著、講談社現代新書）なる小著が話題をよんでいるようです。周囲に、この著にかぶれた仲間がいますから、本を手にした。

帯はおどろおどろしく「売らんかな」の宣伝文で飾られておりました。「もはや『格差』ではなく『階級』 固定化し、次世代へ『継承』される負の連鎖 900万人を超える新しい下層階級が誕生 日本社会未曾有の危機」といったように。著者の分析はアメリカ大衆社会学の手法によっています。だから、マルクスの階級論とは根本的に相容れぬ。著者の文章から要点だけを上げると、①格差の構造が階級構造（32頁）、②階級とは、収入や生活程度、そして生活の仕方や意識などの違いによって分け隔てられた、いくつかの種類の人口の集まり（11頁）、③近代的な意味での階級は、近代社会の身分とは異なり、ある人がどの階級に属するかというのが、あらかじめ制度的にきめられているわけではない（57頁）、と分析手法を定義づける。

みられるように、マルクスの階級論の根本である生産手段の私的所有、それにもとづく搾取と剰余価値が意図的に消されています。ここに、アメリカの大衆社会学の本質があるのです。

したがって、「階級とはなにか」について、マルクスやエンゲルス、そして後継者がどう考えているかが正確にかつくわしく求められなければなりません。（つづく）

## ◇読者からのおたより◇

全国の先輩・同志・仲間へ 体調の程はいかがでしょう。東京においても「北海道新聞（以下「道新」）」をいつでも「読むことが出来る」と聞いていますが、「別紙・全国の：皆様へA3・一枚」は完全にセツトになっていますので、「受け取りの上、かつ御一読」いただければ嬉しいのです。

【1】「厚真震度7 道内全戸停電」（「道新」2018年9月7日号）「道新」のまさに第1面から第16面までぶち抜いた大見出しの文字」です。「切り抜きの数がA3―20枚」と多くなりました。

【2】「道新」（9月8日〜9月12日号）まで「第1面のみの見出し」

▼9月8日（土）「胆振東部地震 死者18人に 厚真は15人に 山腹崩壊13キロ四方で」「停電きようほぼ復旧 需給逼迫なら計画停電―北電」▼9月9日（日）「胆振東部地震 死者35人 心肺停止2人 発生72時間 依然3人不明 負傷648人 避難4000人」「経産相、2割節電を要請」「北電の計画停電 きようあす回避」―「停電ほぼ復旧」▼「道新」9月10日（月）※新聞発行・休業日（休刊日）▼9月11日（火）「地震死者41人に 厚真の不明者全員発見」「厚真火発電あすも見送り」▼9月12日（水）「胆振東部地震 計画停電は当面回避」「経産相 節電継続求める」「厚真 建物被害220棟」「犠牲者の8割窒息死」「音別発電所 2号機停止」

【3】本年（18年）は全国的にも「大雨・大水害・ひん発する台風・大地震・大津波等、大災害が数多く発生し大きな被害が出ています。今回「9月6日、夜中・午前3時08分頃」北海道・大地震」において、我が家（札幌市手稲区）では、同時刻に強い揺れが数十秒間続くと同時に停電となりました。しかし、その停電も当日（9月6日）の午後6時過ぎには復旧（回復）し電気がつくようになりました。家の中のモノが倒れたり、上から落下等もまったくありませんでした。ただし、「切り抜き番号（No.19―No.20）」「札幌・地盤陥没 液状化」にあるように、札幌市清田区においては極めて大きな被害が出ています。以上長々拙文お許しください。全国の皆様、どうかこれからもお身体には十分気を付けて下さるよう願っております。（2018年9月12日（水） 札幌市・松里福慈）